

令和8年度 京都美術工芸大学公的研究費不正防止計画

学術情報委員会作成
令和8年4月 1日改訂

京都美術工芸大学における公的研究費の適正な管理・運営のため、「研究機関における公的研究費の管理・運営のガイドライン(実施基準)平成19年2月15日文部科学大臣決定(令和3年2月1日改正)」及び学内諸規程に基づき、令和7年度京都美術工芸大学公的研究費不正防止計画を次のとおり定める。

第1節 責任体系の明確化

項 目	不正要因	取り組み
運営・管理に関わる責任体系の明確化	責任・権限体制が曖昧で不明確	最高管理責任者(学長)の強力なリーダーシップの下、統括管理責任者(副学長)及びコンプライアンス推進責任者(学部長及び事務局長)が責任を持って、競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、啓発活動を実施する。
監事に求められる役割の明確化	監事の役割が不明瞭	監事は、法人全体の業務運営等を監査し、理事長等に直接意見を述べる立場にあることから、競争的研究費等の運営・管理についてもモニタリングや内部監査により明らかになった不正発生要因等について、理事会等を通じて学長等に意見を述べる。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項 目	不正要因	取り組み
コンプライアンス教育・啓発活動の実施	不正防止対策の理解や意識が不十分	コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、定期的にコンプライアンス教育を実施し、適時に啓発活動を行う。
	誓約書の内容が不十分	誓約書の内容を再検討し、関係規程に明示する。
ルールの明確化・統一化	学内ルールの周知が不徹底又は陳腐化により、誤った又は恣意的な運用が行われる。	最新の関係法令、ガイドライン、社会状況等に基づき、学内諸規程・運用マニュアル、責任体系等の整備・改訂を行う。説明会・研修会等を開催し、関係者への周知、知識のアップデートを行う。 また、コンプライアンス推進責任者及び内部監査等によるモニタリングを通じて、その実施状況を確認し、必要に応じて改善を指導する。
職務権限の明確化	事務処理担当者の職務権限が不明確	決裁が形式的にならないよう、実効性のあるものにするため簡素化し、担当者の意識付けを計る。
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	告発の方法が周知されない、取扱いが不明なため、不正が看過されてしまう。	関係諸規則(公益通報、教職員懲戒、公的研究費管理)を周知する。通報窓口(コンプライアンス窓口)の連絡先、通報様式等をホームページ上に公開、周知を図る。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項 目	不正要因	取り組み
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	不正防止計画に基づく啓発活動の不足	不正防止計画推進部署である学術情報委員会は、最高管理責任者及び統括管理責任者の下、不正発生要因の把握等を行い、その内容を反映して不正防止計画の見直しを行う。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	現状に即した不正防止計画の見直しが出来ていない	内部監査部門と連携して、不正を発生させる要因を整理し、随時見直しを図って行く。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

項 目	不正要因	取り組み
予算・研究費の計画的執行について	予算計画と執行の乖離。年度末の駆け込み執行	研究計画及び研究費の予算計画を関係部局で共用し、年度末に執行が集中しないよう注意喚起する。また、定期的な執行状況の確認を行う。
取引業者との癒着等、不正防止のための取組	公的研究費に関するルールの周知・徹底	不正に関与した場合の取引停止を含めた処分の周知を行い、同意のための誓約書の徴取を行う。
費目ごとの執行留意点	研究に直接関係のない支出の発生、研究者と業者の癒着、実体のない架空請求に対する支出	【物品費】 研究者による発注・検収・立替払いは、原則禁止する。立替払いができる場合の例示を示し、徹底する。購入手続きを定めた取扱要綱を作成・周知する。 【人件費・謝金】 雇用契約の締結及び勤怠管理は事務局で行う。必要に応じて、被雇用者への実勤務状況のヒアリングを行う。 【旅費】 旅費精算において、下記の確認を行う。 ①出張期間・経路・宿泊先等について、提出された届出書との内容突合 ②用務内容の報告書(復命書・会議議事録等)の提出による出張内容確認 【その他】 支払手続きを迅速化し、予算執行状況の把握に努める。

第5節 情報発信・共有化の推進

項 目	不正要因	取り組み
相談窓口について	適切な処理方法が分からず、研究者・事務担当者の独断専行が発生する。 告発先・方法が分からず、不正発覚が遅れる。	【研究相談窓口】 学術情報委員会に相談窓口を設け、公的研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの問合せに応じる。 【通報窓口】 「学校法人二本松学院公益通報等に関する規程」に基づき、法人本部内部監査室にコンプライアンス窓口を設置、通報手段とともに公開し、機関内外からの相談・告発等を受け付ける。
学外に向けた情報発信について	本学の不正防止の取組が学外に周知されていない。	大学ホームページサイト内に公的研究費に関するページを準備し、規程等を公開する。

第6節 モニタリングの在り方

項 目	不正要因	取り組み
内部監査体制について	監査体制の見直し	①高い専門性を備え、機関の全体的な視点から考察できる人材の育成 ②学術情報委員会が不正防止計画推進部署としての役割を果たしているかの検証 ③リスクアプローチ監査の実施 ④監査手順を示したマニュアルの作成 ⑤監事及び外部監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行う ⑥公的研究費の監査を定期的実施する
外部監査人、監事との連携について	外部からの意見が入らず、独善的な運用・管理となる。	内部監査室が窓口となり、モニタリング、内部監査の実施状況及び結果等について、適時報告を行うとともに、外部監査人・監事からの指摘事項・問い合わせに応じる